

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 7 月 13 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600056 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600034 号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年6月17日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和51年6月17日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和51年6月17日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年6月17日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務(昭和51年7月1日にA社C支店から同社D支店に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和51年6月の標準報酬月額については、請求者のA社C支店における同年5月の厚生年金保険の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和51年6月17日から同年7月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500450号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600012号

## 第1 結論

平成2年11月及び同年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年11月及び同年12月

年金記録において、請求期間の国民年金保険料が未納となっているが、当時、自宅に集金に来ていた銀行の職員に保険料の納付を依頼して納付していたか、口座振替により納付していたはずである。保険料が未納となっていることに納付できないので、調査の上、請求期間の保険料を納付済みに訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料については、積立預金をしていた銀行の職員が集金に来た時に、平成2年3月から同居を始めた請求者の長女が当該銀行の職員に依頼して納付していたか、当該銀行の口座振替により納付していたはずであると主張している。

しかしながら、請求者の長女は、A銀行B支店(現在は、C銀行D支店)の積立預金の集金の際に請求者の国民年金保険料の納付を依頼していたとはしているものの、父と同居していたのは平成2年3月から翌年の春頃までだと思うが、途中一か月半程家を出ていた期間があり、父の保険料が納付されていない期間があればそのことが原因かもしれない旨陳述している。

また、C銀行D支店は、請求期間当時、外回りの営業職員がお客様の依頼により、国民年金保険料をお預かりしていたことはあったが、預り証等の関連資料は保存期間経過によりないことから、請求者の請求期間に係る保険料を預かったか不明である旨回答している。

さらに、C銀行D支店から提出された請求者に係るA銀行B支店における請求期間に係る普通預金口座の取引明細では、請求期間の国民年金保険料が引き落とされた形跡は確認できない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。